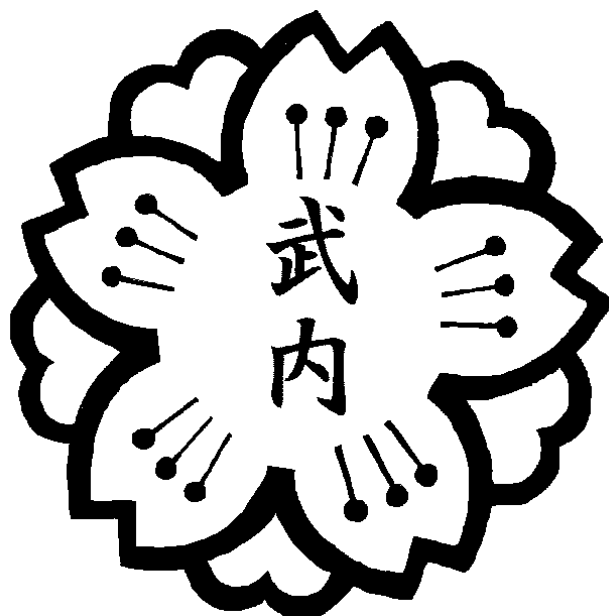


危機管理の手引き

教師の自覚を高め問題行動や事故を未然に防ごう！

平成24年度版



- ☆ 備えあれば憂いなし！ 予防こそ最大の事故防止
- ☆ 考えて行動するより、考えながら行動する！
- ☆ 報告・連絡・相談！

武雄市立 武内小学校

目 次

I. 基礎・知識化編

〔 1 〕	はじめに	1
〔 2 〕	学校における危機	1
〔 3 〕	考えられる危機	1
	(1) 児童に発生する危機	
	(2) 職員に発生する危機	
	(3) 学校施設から発生する危機	
	(4) 地域や家庭から発生する危機	
	(5) 自然の災害	
〔 4 〕	危機の予防	2
	(1) 児童の事故や問題を防ぐ手だて	
	(2) 職員の事故や問題を防ぐ手だて	
	(3) 学校施設から事故を防ぐ手だて	
〔 5 〕	危機の解決マニュアル	3～7
	(1) 児童の問題、事故発生に対して	
	(2) 教職員の問題、事故発生に対して	
	(3) 差別事象の発生に対して	
	(4) 危害を及ぼす恐れがある外部侵入者があった場合に対して	
〔 6 〕	危機の深刻度	7
〔 7 〕	問題事故発生時の連絡網	7
〔 8 〕	職員の服務	7～8
	(1) 校長の承認または許可を要する事項	
	(2) 校長に直ちに連絡しなければならない事項	
〔 9 〕	危機管理に関する指導・対処項目と担当一覧	9～10

II. 応用・具体的対応編

〔 10 〕	懲戒処分の指針 (H22. 4. 20.) 県教委	11～17
〔 11 〕	服務規律保持	18～19
〔 12 〕	プール事故等・管理等	20～21
〔 13 〕	救急心肺蘇生法	22～24
〔 14 〕	熱中症	25
〔 15 〕	フッ素洗口	26
〔 16 〕	新型インフルエンザ	27
〔 17 〕	光化学スモッグ	28～29
〔 18 〕	その他 (緊急時連絡先 各種)	30～34

〔2〕はじめに

学校は職員と児童生徒が生活を共にし、望ましい人格形成をめざして教育活動を行うところである。しかし、そこには学校の機能が麻痺しかねない危機が潜んでいる。危機は学校内で発生する場合もあれば、学校外で発生した問題が学校教育に派生+してくるのも少なくない。また、事故は子どもに限らない。教職員の事故等も学校、学年、学級の子どもたちにとって大きな問題である。本校でも、体育の時間、昼休み、放課後等の怪我、登下校中の車との接触事故などが見られる。学校において児童の生命安全の保証は絶対であり、いかなる場合でも最優先しなければならない。また、問題行動等においても最悪の事態を予測しながらも毎日の児童をよく観察し、問題が起こる前に未然にこれを防がなければならない。しかし、現実には授業中に怪我をしたり、事故を起こしたり、友人関係のトラブルが生じたりするものである。事故や問題が生じた時には、できるだけ大きくならないようにしなければならない。また、長引かせないようにしなければならない。

そのためには、①教職員の一致した危機意識、②素早い初期動作、③職員間の報告と連絡と相談、④保護者への誠意ある対応 などが必要である。どんな場合でも全職員が的確に、迅速に対応できるようなシステムの構築が本校の教育活動を円滑に進めるうえで極めて大切である。

〔2〕学校おける危機管理

危機管理の基本的意味は、「事件や事故の発生に伴って生じる損害を軽減し、組織の適切な維持を図るための経営的手法」である。そして、それは大きく二つに分けられる。一つは、『発生した事件・事故に対する対応』であり、もう一つは、『あらかじめ生じうる事件・事故を事前に防止するための事前管理』である。

学校は、活動する一つの組織体である。激しく変化する社会のなかにあつて、学校も、人的に物的に、そして各種の活動において質的にも量的にもめまぐるしく変化してきている。

わたしたち、教職員にとって「いじめ」や不登校など緊急な課題を抱え、解決のための対策の具体化が迫られている。問題の発生をどう予測し、防止するか、発生した場合、どのような解決策を講じていけばよいか。つまり、「危機管理」の在り方を構築し、どう実施していくかが極めて重要な課題である。

では、学校の危機管理とは何か。それは、「学校に関して生じうる事件・事故そのものを防止し、あるいは、その被害を最小限に食い止めるための事前管理（予防的措置）及び発生した事件・事故に対する善後策に関する経営行為」である。

したがって、学校が管理対象すべき危機は、学校で生じうるあらゆる事件・事故である。

〔3〕考えられる危機（事件、事故、問題、災難等）

（1）児童に発生する危機

- ① 登下校中の交通事故
- ② 学校内の事故（体育・家庭・図工・理科等の授業中、休み時間や放課後の怪我等）
- ③ いじめ、家出、自殺
- ④ 登校拒否
- ⑤ 万引き、施設破損等の問題行動
- ⑥ 差別発言、差別の言動
- ⑦ 放課後の交通事故、水や海の事故、山の遭難、雪の事故、誘拐事件
- ⑧ 食中毒、伝染病
- ⑨ グループの対立、教師と生徒との人間関係
- ⑩ 子どもの虐待

(2) 職員に発生する危機

- ① 信用失墜行為（飲酒運転、酒気帯び運転、わいせつ行為、セクハラ行為、発言）
- ② 交通事故
- ③ 金銭上のトラブル
- ④ 体罰
- ⑤ 差別発言、差別行為
- ⑥ 職員の間人間関係
- ⑦ 病気や怪我
- ⑧ 家庭内の悩み

(3) 学校施設から発生する危機

- ① 階段、ベランダ等からの転落事故
- ② 教室内の危険物によるけが
(ガラス破損、掲示物や時計、額等の落下)
- ③ 運動や遊具施設、手すりやベランダ等の施設の老朽化、損傷による事故
- ④ 実験器具・家庭科備品等の管理不備から発生する事故
- ⑤ 校内の飲料水による事故
- ⑥ その他の校内の危険箇所による事故

(4) 地域や家庭から発生する危機

- ① 地域の危険箇所から発生する事故
- ② 保護者同士の間人間関係から発生する問題
- ③ 家庭の保護能力の欠如から発生する問題

(5) 自然の災害

- ① 火事
- ② 地震、崖崩れ
- ③ 台風、水害
- ④ 積雪、凍結

〔4〕危機（事件、事故、問題、災害等）の予防

(1) 児童の事故や問題を防ぐ手だて

- ① 担任がまずは児童にふりかかる最悪の危機的状況を予想できるように努める。
- ② 私的な感情や理念にとらわれず学校目標に照らして全職員が共通理解を図り、同一方針で児童の指導にあたる。
- ③ 危機的状況が考えられる場合はすぐに上司に報告、連絡、相談を行う。
- ④ 毎週水曜日の職員連絡会で気になる児童について情報交換を行い、共通理解を図る。
- ⑤ 毎月毎に教育相談導部会を開き、問題点や指導方針を話し合ったり、研修をしたりする
- ⑥ 事例研究会を開き、共通理解を図るとともに、職員の研修に努める。
- ⑦ 県教委や杵西教育事務所、町教委からの通知文は職員朝会で連絡し、共通理解をする。
- ⑧ 毎月20日に施設、設備の安全点検をする。その結果、緊急を要するものについては、校長・教頭に連絡し、修理等の措置を迅速に行う。

- ⑨ 給食室の施設等、管理の徹底。
- ⑩ 毎日、給食台や給食衣などの点検をして衛生管理に努める。
- ⑪ 学習活動を行う前に予備実験、器具の点検、現場の下見等を行い、事故に合わないよう配慮する。

(2) 職員の事故や問題を防ぐ手だて

- ① 地方公務員法に規定されている全体の奉仕者としての自覚をもつ。(地方公務員法30条～38条)
- ② 同僚に問題を感じたとき、それが大きくなる前に上司に連絡・相談を行う。
- ③ 酒を飲んだら運転しないように職員同士で注意しあう。朝起きて酒気がある場合も運転しない。(信用失墜行為、停職処分、その間、講師は配置されない。停職処分を受けたときの自分を想像してみる。)
- ④ あわてた運転は事故の元である。余裕をもって出掛けるように努める。
- ⑤ 児童が問題行動を起こしたとき、独断で指導を行わずに上司、同僚と相談しながら指導する。
- ⑥ 悩み事は上司、同僚に相談する。(プライバシーは必ず守られる。)
- ⑦ 臨時の保護者会や、休日等に児童生徒を集めて集会や催しを行う時、必ず校長の許可を得る。

(3) 学校施設から事故を防ぐ手だて

- ① 毎月の安全点検を確実にを行う。
- ② 日頃から、児童生徒の生活する場所(教室、廊下、運上場等)の状況をよく観察しておく。
- ③ 施設や設備、特に体育施設や遊具について、子どもから情報を得るように努める。

[5] 危機(事件、事故、問題、災害等)の解決マニュアル

(1) 児童の問題、事故発生に対して

- 基本方針
 - ① 生命尊重と人権擁護の立場から問題の処理に当たる。
 - ② 全職員が共通に教育的立場から児童の将来を考えて指導を行う。
 - ③ 正確な情報を収集して適切な判断の下に全職員が協力しながら問題に対応する。
- 問題や事故の防止のための手立て

授業中

① 児童の健康把握

教師には、体育の授業にかかわらず、児童の健康に常に留意する義務がある。授業の事前、授業中、事後を通じて、児童の健康を把握し、事故を未然に防止し、事故を最小限に抑えるための教師の大切な義務である。これらの配慮や指導を怠った場合は、「安全配慮義務」が問われる。

② 危険が考えられる教材を使う場合

各教科には、一つ間違えば大きな事故につながる教材も少なくない。それらの教材を使用する場合、予想される危険に対する備えを万全にしてから指導にあたる。

- ・手順の確認
- ・間違えたり、失敗しがちな児童への配慮
- ・児童同士で作業確認の徹底
- ・無理をさせない(体育など)

自習時間中

① 課題、諸注意の徹底

わかりやすく、児童にとってやりがいのある課題であることや、長い時間、児童たちが耐えられるか、諸注意が行き届いているかの判断が大切である。

② 特定児童への配慮

トラブルを起こしがちな児童がいる場合、特に配慮が必要である。その子への個別指導を含めて、全体的にきめ細やかな配慮が必要である。

放課後

① 居残り作業

指示だけをして、教師が顔を出さなかった時に事故が発生することも考えられる。教師が居合わせて指導することが当然である。

② 児童が危険な遊びをしているとの情報があった場合

現場に行き、遊びの内容や状況を見て、問題はないか確認をすることが教師の責任である。

学校外での事故

① 素早く行動を起こし、2人以上で現場に急行する。あるいは、救急車等を呼び、生命の確保に努める。

② 係や上司に連絡する。

③ 保護者に対して誠意をもって誤解が生じないように注意しながら連絡する。

④ 必要に応じて校医・警察・保健所・教育委員会等の機関に連絡する。

○ 状況の確認

① 問題や事故の状況を正確に把握する。

(いつ・どこで・だれが・だれと・なにを・なぜ・どのように・どうしたか)

② 問題や事故発生に至るまでの経緯について把握する。

③ 発生以前の健康状態や生活状況、性格、家族構成等の情報を収集する。

④ 学習中の事故については単元名・教材名・指導計画・学習活動・指導内容・指導上の留意点等についても正しく確認する。

○ 当面の対応

① 市教委と密に連絡して指導を行う。

② マスコミに対して窓口を一本化する。(校長・教頭)

職員が各々自分の考えや感想を述べない。

③ 保護者に対して教育的立場から誠意をもって適切に対応する。

④ 育友会に対しては校長・教頭と担当者一緒に対応を行う。

⑤ 緊急職員会議を行う。

⑥ 警察・保健所・関係の機関に対して窓口を一本化する。

⑦ 問題によっては全児童に事情説明を行い、指導する。

⑧ 問題によっては、育友会と相談して、保護者会で事情説明を行い、理解を得るようにする。

- 今後の対応
 - ① 発生後、継続して児童をよく観察し、保護者と密に連絡をとりながら適切に指導する
 - ② 問題や事故の防止について、問題や事故発生時の対応について、指導体制について反省を行い、防止の手だてや指導体制を練り直す。
 - ③ 市教育委員会への報告書を作成し、提出する。

(2) 教職員の問題、事故発生に対して

- 基本方針
 - ① 全職員が共通に全体の奉仕者としての教育公務員に徹するように努めるとともに、生命と人権の尊重を図る。
 - ② 職員の将来を考えて正確な情報を収集し、適切な判断の下、全職員が協力しながら問題解決に当たる。

- 問題や事故が発生したときの対応
 - ① 素早い行動を起こすことについては、児童の場合と同様に行う。
 - ② 職員の問題や事故を知ったときすぐに上司に連絡する。
 - ③ 家族に連絡や相談・報告をする。
 - ④ 校医等に連絡をする場合は、児童の場合と同様に行う。

- 状況の確認
 - ① 状況の確認については、児童の場合と同様に行う。
 - ② 問題や事故発生に至るまでの経緯については、児童の場合と同様に行う。
 - ③ 職員のプライバシーに十分配慮しながら、発生以前の健康状態や生活状況・性格・家族構成等の情報を収集する。

- 当面の対応
 - ① マスコミに対しては、児童の場合と同様に対応する。
 - ② 緊急職員会議については、児童の場合と同様に行う。
 - ③ 市教委や杵西教育事務所と密に連絡をとりながら指導を受ける。
 - ④ 育友会に対しては、児童の場合と同様に対応する。
 - ⑤ 職員の立場を尊重しながら事態が好転するように全職員が協力して対応する。
 - ⑥ 問題によっては育友会や全児童に事情説明を行う。

- 今後の対応
 - ① 問題や事故の防止と問題や事故発生時の対応、指導体制の面から、どこに問題があったのか考察を行い、再度繰り返すことのないように、防止の手だてや指導体制を練り直す。
 - ② 教育委員会への報告書を作成し、提出する。

(3) 差別事象（賤称語使用・差別発言）の発生に対して

- 基本方針
 - ① 生命尊重と人権擁護の立場を堅持しながら問題の処理に当たる。

- ② 全職員が教育的立場から児童生徒の将来を考えて共通した指導を行う。
- ③ 適切な判断のもと、全職員が一致協力して、問題の解決にあたる。

○ 問題発生時の対応

- ① 発見者・担任は、その場で授業等を中断して事実の確認する。
「何と言ったか」「それはどんな意味で使ったか」「その言葉をどうして知っていたか」
- ② 発見者・担任は、校長・教頭に必ず連絡する。
- ③ 担任・「人権・同和教育」担当者は、該当児童への事情聴取と事後指導
- ④ 該当学年担任の協議
経過報告・緊急に指導すべきこと、今後の対応
- ⑤ 校長は、電話又は直接教育委員会へ報告
(学校→地教委→杵西教育事務所→県学校教育課同和教育室)
- ⑥ 学年主任、担任は、該当学年児童へ指導
事実の報告、傍観者の問題点を指摘し、指導する
- ⑦ 職員会議を開き、経過報告と今後の児童への指導について協議する。
- ⑧ 校長・教頭・「人権・同和教育」担当者・発見者は、経過の細部について確認する。
- ⑨ 校長は、地教委から今後の対応について指導を受ける。
- ⑩ 校長は、関係団体へ報告する。

○ 今後の対応

- ① 職員会議を開き、全職員で事実確認を行い、今後の対応について協議する。
- ② 該当学年児童全員に対して指導をする。
- ③ 校長は、地教委や関係団体等へ必要に応じて詳しい報告をする。
- ④ 全職員による研修会を実施する。

(4) 危害を及ぼす恐れがある外部侵入者があった場合に対して

○ 基本方針

- ① 児童と職員の生命の保全を最優先し、被害の防止に努める。
- ② 迅速な連絡と全職員の協力体制のもとで被害を防ぐ。

○ 発生時の対応

- ① 外部からの不審な侵入者を発見した職員・児童は、近くの職員へ急報する。
- ② 知らせを受けた職員は、校長・教頭及び他の職員へ通報すると共に、**複数**で侵入者に対応する。
- ③ 通報を受けた職員は、全職員へ知らせ、児童を安全な場所へ避難誘導し、児童の安全確保に努める。
- ④ 校長・教頭は、駐在所・警察へ連絡する。
- ⑤ 校長は、地教委へ連絡する。

○ 今後の対応

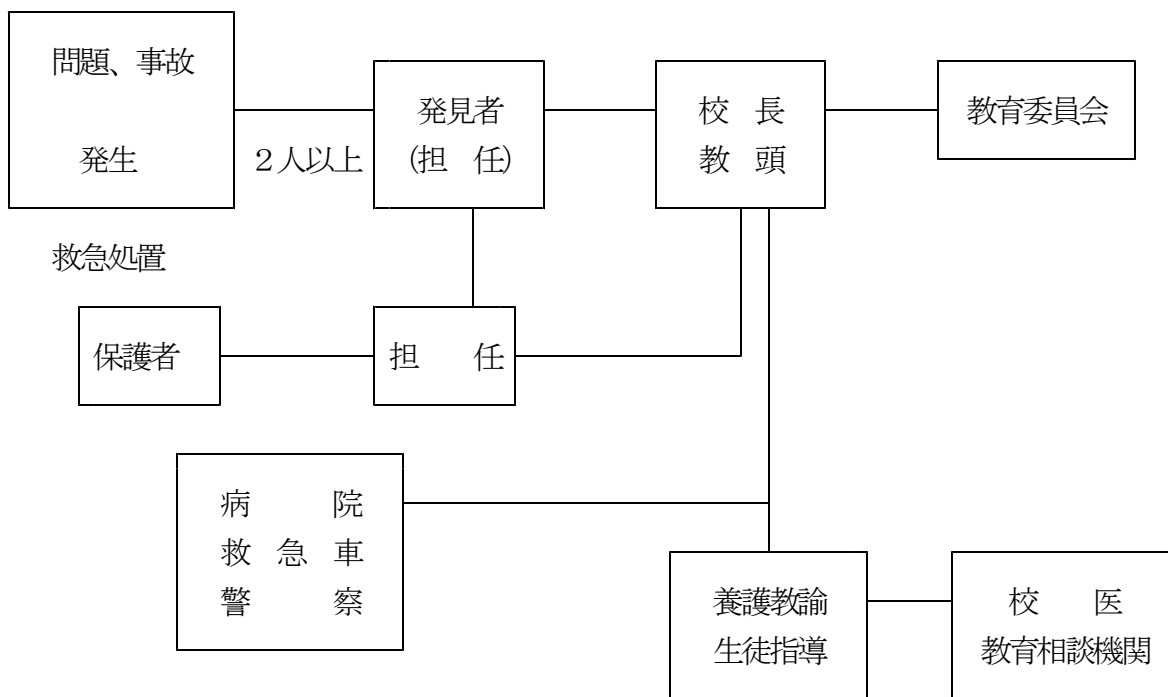
- ① 不審者が逃走した場合には、逃走経路等を確認し、警察に通報する。
- ② 二次侵入がないよう学校内外の巡視を強化する。
- ③ 児童への指導
- ④ 地教委の指導を受け、児童の保護者に連絡し、迎えにきてもらうか、又は地区担当引率のもとで集団下校を行う。

- ⑤ 翌日の児童の登校については、校区の安全性が確認されてから行う。それまでは、自宅待機とする。
- ⑥ 職員会議を開き、児童の安全確保について対策を協議する。
- ⑦ 職員を中心に、地域の方や育友会の協力を得て、学校内外の巡視を強化する。特に、児童の登下校時には、パトロールをする。

〔6〕危機（事件、事故、問題、災害等）の深刻度

- | | | |
|--|---|---|
| <p>① 軽度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担任で解決できる。 ○係や主任に相談する。 ○教頭に連絡し、深刻度を確認する。 | <p>② 中度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担任や係が教頭と一緒に問題の解決を図る。 ○全職員が協力する。 ○教頭は校長に連絡と相談をする。 | <p>③ 重度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長が教育委員会や教育事務所に連絡・相談しながら対処する。 ○全職員が危機を避けるために協力する。 |
|--|---|---|

〔7〕問題、事故発生時の連絡網



〔8〕職員の服務

（1）校長の承認または許可を要する事項

- ① 日課を変更したり、児童を校外に引率したりするとき
- ② 児童から規定以外の金銭や物品を集めるとき
- ③ 休日に登校させたり、校外で催物をもったりするとき
- ④ 学校名で文書を発行し、電話をかけるとき
- ⑤ 備え付け諸物件の配置等大きく変更するとき
- ⑥ 校庭、校舎、備品等を外部に使用させたり、貸したりするとき
- ⑦ 児童に重大な懲戒を加えるとき

(2) 校長へ直ちに連絡しなければならない事項

- ① 児童が校内で大きな疾病や怪我をしたとき
- ② 児童が所在不明になったとき
- ③ 学校の備品や児童・職員の所持品が盗難にあったとき
- ④ 児童の家庭やその付近で伝染病が発生したとき
- ⑤ 児童の家庭で事故があったとき
- ⑥ 保護者から学校に対して要望事項があったとき
- ⑦ 賤称語等の落書きや差別発言、差別の行為があったとき
- ⑧ 校舎施設等が破損したり、危険を及ぼすと感じたりしたとき
- ⑨ 臨時に会議や保護者会等を開くとき
- ⑩ 児童に行き過ぎた懲戒を加えてしまったとき

〔9〕 おわりに

実際、問題や事故が発生したとき、素早く的確な行動ができなくては意味がない。素早く対応できるためには、まずこの手引きを熟読しておくことが必要だろう。危機管理の意識が問題や事故を未然に防ぐ最良の方法であるとする。